

平成30年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成30年12月21日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第48号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
第49号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）
第50号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第51号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
陳情第11号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
陳情第12号 国に対して、「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書
陳情第13号 国に対して、「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第3 第52号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第53号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第54号議案 幸田町議員の給与に関する条例の一部改正について
第55号議案 工事の請負契約について（工作物撤去移設工事）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 都築一三君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君

消 防 長	吉本智明君	企 画 部 次 長 兼 企 画 政 策 課 長	牧野宏幸君
建 設 部 次 長	佐々木 要君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 険 医 療 課 長	成瀬千恵子君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	林 敏 幸 君	消 防 次 長 兼 消 防 署 長	小山哲夫君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

愛知県町村会第71回定期総会及び全国町村長大会の抜粋資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は16名であります。

議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を10番 大嶽 弘君、11番 池田久男君の両名を指名いたします。

○

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第48号議案から第51号議案までの4件と、陳情第11号から陳情第13号の3件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、池田久男君。

〔11番 池田久男君 登壇〕

○11番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、説明といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

平成30年12月21日

議長 杉浦あきら様

委員長 池田久男

平成30年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第50号 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳入全部、歳出、50款・55款、第2条。第1条、歳入全部、1億6,893万4,000円追加。歳出、50款消防費130万円減額。55款教育費1億4,713万6,000円追加。第2条、債務負担行為1億9,600万円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔11番 池田久男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、浅井武光君。

〔9番 浅井武光君 登壇〕

○9番（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

福祉産業建設委員会審査結果をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成30年12月21日

議長 杉浦あきら様

委員長 浅井武光

平成30年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告をいたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第48号 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）

幸田町地域振興施設「道の駅 筆柿の里・幸田」の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳出、15款・20款・25款・30款・35款・40款・45款。第1条、歳出、15款総務費500万円減額。20款民生費1,190万5,000円追加。25款衛生費1,639万3,000円追加。30款労働費80万円減額。35款農林水産費40万円減額、40款商工費

600万円追加。45款土木費500万円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、第1条、歳入歳出1,200万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第11号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

国・県に対する介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第12号 国に対して、「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書

国に対して、「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第13号 国に対して、「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書

国に対して、「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上で終わります。

〔9番 浅井武光君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 48号の結果は、賛成多数をもってということは反対者がいたということですが、その主な内容はどのような内容ですか。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） 下水道事業の関係につきましては、社会資本整備金の関係で国のほうが平成30年度から公営企業法の会計に移行するということでありまして、そこで交付金をつけてやっていくということでありまして、

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうことは本会議の中でも議論をし、また提案の内容がそうだったというふうに私は記憶をしております。したがって、下水道を公営企業法に基づく企業という形で会計のやり方、これは変わってくるわけですね。公営企業法そのものはどうやって赤字をつくって、この赤字を解消するために料金値上げを住民に押しつけるか。そういうことがいろいろな手法で行われる、そういう内容ですが、したがって今

あなたの言われた社会資本整備交付金でやりますよと。そうしたときにそういう、そういうというのは値上げの懸念。この値上げというのは、公営企業法でやっていけば内部留保ができるわけですよ。今でも内部留保はできないことはないわけけれども、今のでいけば内部留保をするということは、内部留保を積み上げれば積み上げるほど料金値上げにかかわる負担というのは非常に大きくなる。そういう点でそういう議論があったかどうか、こういうことの説明を求めるものであります。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） 今言われたことにつきましては、委員会の中ではそういうことはありませんでした。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう問題は、公営企業法に基づく会計処理をなさいよということについては先ほど申し上げたように、内部留保ができるよと。内部留保をしたことによって、財政的には隠し財産という言い方はいかんけれども、表に見えない金が内部でためられる、そのことによって料金値上げが逼迫の状況がある。これは根本的な問題であります。したがって今の委員長の説明でいきますと、そういう話は一切ございませんでしたということで、要は何のための反対なのかということについて説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） その関係については、1人の方が反対という格好でありまして、公営企業法の規定に対していくということでもありますけれども、人口の減少だとかインフラだとかそういうことで、その関係についてはお金をとらなくて、お金をとらないということはそういうことで何とかやっていきたいと、こういうことであります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） よくわかったようでわからないわけですが、要は1名が反対されましたよと。法の適用、この法が適用されたことによる狙い。その狙いによって町の会計やら住民の生活への影響については一切なかったと、そういう話はございませんでしたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） そういうことであります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 極めてわかりやすい、そしてすぐに理解をする委員会メンバーだなということでもあります。

次に、陳情11、12、13号、それぞれ賛成少数をもって不採択ということですが、不採択をされた理由は、人数が多いとか少ないとかいう問題は場違いの話ですので、要は何で反対をされたのか、なぜ賛成が少数なのかと、この説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） 陳情の関係につきましては、11号、12号、13号と非常に大事なことでありますけれども、委員会の中ではまだまだその関係につきましては計画が滲

まないというか、しっかりした答弁ができなかったということでありまして、多額の費用も使いながらやっていくということは非常にいかななものかということでもあります。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 別に揚げ足をとるつもりはございませんけれども、答弁というふうに言われますと、誰か提案者がいないとあかん。提案者に対していろいろ質問がされて、その答弁が極めて不十分だったということになりますけれども、請願以外は、陳情については委員会の中でそれぞれの委員が立場でいろいろな話をする。そういう中で、要は委員会の中でこの陳情3件についてどういう意見があって、その意見に対してどういう説明があった。あるいは、自分の立場としてこの請願は採択すべきだと、あるいは不採択すべきだと、これの議論がなければ、結果を見てごろうじろではちょっと議会としてはていたらくじゃないかなと、こんなふう思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） それぞれ11号、12号、13号の意見がありました。その中で1つ申し上げますと、30年から5年間、幸田子ども支援事業だとかそういうものを行っているわけでありましてけれども、計画に対して実施されるということが現時点では採択されなかったということ。それから、もう一つは、少子高齢化の中で持続可能なバランスの確立をしながらやっていきたいということでもありますけれども、市町村の福祉政策の充実をしていくということから、子どもの医療だとかそういうことについてお話がありました。その中で、陳情につきましてはいろいろな点もありますけれども、町単独での実施ということも今後議論を深めていかないとやっていけないのではないかなということで、陳情は不採択ということでもあります。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、この3件の陳情について、これは賛否両論あってしかるべきだろうと。しかし、内容的に今説明をいただいても、なぜなのかというのが見えてこないですよ。だから、今の制度が気に入らんよといったときに、じゃあ、気に入らんは気に入らんでいいでしょうと。片一方は、陳情はこれをさらに進めてくださいよ、内容を充実してくださいよとこういうときに、じゃあ、委員会は何なのか。委員会でどういう議論をしたその結果として不採択だというのが、やっぱり説明がされないと見えてこないわけですよ。そうした点でどういう内容だったかということを重ねて説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） 一つの例を挙げますと、重要な子どもたちの居場所だとかそういうものが関係してくるわけでありましてけれども、本町においてはニーズが高まってきている中で児童数の関係だとか時間外、時間の拡大だとか、そういうものも充実をしていかないとあかんということでありまして、その中で国が町に任せるのではなくて、国全体でやっていかないといかんということもありました。その中で自治体の処遇改善について一層図っていききたい、こういうことでもあります。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 委員会の中でいろいろありましても、今、委員長が報告されたように、国全体でやるべき内容だよと。陳情はそういう内容じゃないですか。陳情は、それぞれの項目について国に拡充してくださいよという意見書を出してくださいと、こういう内容で否だよという委員会の結論ですから、委員長の言われた内容からいくとどうも。結果は賛成少数で不採択ですよと、しかし議論の経過は陳情の趣旨、まさにそのとおりだと、こういう説明答弁でありますから、それをどうやって理解せよということなのか。私は理解の能力を超えておりますが、そうした点ではどういう形で。要は、結論ありきなのか。率直に申し上げて、そういうことについていかがなのですか。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） 3つの陳情がありますけれども、それぞれ言い分はあるよと。ただ、今の関係についてはやはり現時点では採択はできないと、こういうことでもう少し考えながら事業を進めていったらどうだという、そういう意見でありました。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 余り堂々めぐりをするようなことはしたくないわけですが、少なくとも議会ですよ。議会で住民から出された陳情に対してね、いろいろあるでしょうと、言い分はあるけれども国全体で取り組んだらどうだと、こういう先ほどの答弁。そして、現時点ではと。現時点では国には問題はあっても、現時点では意見書を上げるということについてはちゅうちょしますよと。こういうことでありますが、要はそういう点でいきますと、幸田町議会の一番悪いところ、出どころで判断をする。この陳情は誰が出したと。こういう出どころで判断して、人の顔を見て判断をする。内容は全然関係ないと。しかし、言われれば国全体でやるべきことだろうと、現時点で今これを町で取り組むことはと言いながら、論旨に矛盾があってもそんなことはお構いなしと。要は出どころで判断するんだよと、こういう結論だというふうに私は受けとめますけれども、委員長いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） その件につきましては、やっぱり議員の中でも賛成、反対はあると思いますけれども、今現時点ではそういうことをもう少し猶予をいただきたい、こういうことであります。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案4件と陳情3件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） それでは、原案反対の立場から討論をしてみたいです。

第48号議案、幸田町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

来年4月1日から下水道事業は、地方公営企業法の規定を一部適用し、地方公営企業会計基準を用いて事業を運営するというものであります。移行に当たって、国から平成32年度までに人口3万人以上の市町村は移行するようにと国の要請を受けた形ではあるが、近隣の情勢に合わせたいという説明でありました。公営企業化する理由として、人口減少、インフラの老朽化、下水道事業区域もほぼ完了し、これから維持管理の時代に入るため安定的に供給するために、財政管理、経営成績、資産管理などを把握できるもの、公共下水道事業の経営状況の明確性と透明性、計画的な営繕、企業の経済性を発揮して能率的・合理的な業務運営を行うという説明でありました。

下水道は、住民にとって健康で文化的な生活をする上で必需的なものであり、公的サービスの重要な役割を担うものであります。地方公営企業を財政的に特徴づけるものは、何といたっても独立採算制を原則としていることとあります。公営企業は、財政からの支援を受けずに運営することで、これは経営収支だけでなく資本的収支も含めて独立採算制が求められます。当面は一部適用でこれまでどおり一般会計からの繰り入れも行い運営するというものであります。国は移行しないと補助金の対象にしないなど、まさに命綱を絶ち、強制移行させるものであります。また、下水道使用料は実費を限度でとの答弁でした。こういう経過があるため、その立場でやっていきたいということですが、実費とは汚水処理原価、維持管理費などランニングコストにおさめていきたいとの答弁であり、消費税10%への増税や物価などに左右するもので、当然上がれば使用料への影響は避けられないものではないでしょうか。さらに言うならば、独立採算制の目的は、企業会計は一般会計から繰り入れるという財政支援をなくすこととあり、分離独立を図ることとあります。幸田町は人口も増加しており、さらに下水道区域の拡大など予想されるもので、一般会計の繰り入れが抑制され、さらなる下水道使用料の値上げになることは明らかであり、反対するものであります。

以上であります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

3番、稲吉君。

〔3番 稲吉照夫君 登壇〕

○3番（稲吉照夫君） それでは、本定例会に上程されました各議案に対しまして、賛成の立場から意見を述べて討論に参加させていただきます。

まず、最初は、第48号議案、幸田町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

制定の概要につきましては、地方公営企業法の財務規定を適用し、会計を現在の単式簿記の官庁会計から複式簿記の公営企業会計に移行するものであります。下水道事業は、日常の快適な生活や川の水質を守るといった自然環境の維持保全に対しては、なくてはな

らない役割を担っております。

その一方で、経営に対しては基盤の強化、財政マネジメントの向上など、設置の老朽化の進む厳しい状況下での効率的な経営が求められています。こうした中、総務省は人口3万人以上の市町村に対し、平成32年度までに公営企業会計へ移行し、経済性を発揮し、経営健全化を図るよう強く要請しております。本町の人口は増加を続けているものの、全国的な傾向と同様に収入の大幅な増加は望めないものと考えます。各施設の老朽化の状況が把握できる基礎情報や経営基盤の強化につながる各種指標を得るとともに、現状と将来を的確に分析できる体制を構築し、下水道経営を戦略的に進めることが必要であると考えております。

本町の下水道事業においても、将来の安定的かつ効率的な下水道経営を実現するために、現体制を生かした必要最小限での体制構築を図り、財政規定のみを適用させる地方公営企業法の一部適用を採用し推進していくものであり、経営状況、財政状態の明確化及び固定資産管理の適正化がこれまで以上に的確に把握できることになると考えております。

次に、第49号議案、指定管理者の指定についてであります。

幸田町地域振興施設「道の駅 筆柿の里・幸田」の管理代行を平成31年4月1日から5年間で合同会社筆柿の里幸田に引き続きやっていたくものであります。地域の活性化を図るといふ施設の目的達成のため、地元農作物の紹介・販売、農業者の育成、また自主事業等企画運営の積極的な実施など、9年間にわたる地元の会社として安定した経営をされており、売上もここ数年伸び悩みの中ではありますが、全員の努力により黒字経営をしております。新商品の開発・販売も意欲的に取り組み、今後の事業計画も説明されており、さらに地域全体の活性につながる利用者サービスの向上、運営管理は先を見込んでの安定的・効率的に実施されることを願っております。一方で、今後の課題として、国道23号バイパス全線開通、4車線化に向けての取り組み、施設の老朽化対策、手狭化など、早急に取り組まなければならない課題も多いと考えています。今後の積極的な事業展開を期待するものであります。

次に、第50号議案、平成30年度幸田町一般会計補正予算についてであります。

歳入についてですが、企業業績好調により当初見込額8億8,000万円から10億8,000万円と上回ったため、法人町民税が2億円の追加となりました。これを受け、財政調整基金繰入金も0円となり、財政調整基金が26億6,000万円まで戻りました。今後の持続可能な町政運営に生かしていただきたいと考えます。また、ふるさと納税頼みではなく、自主財源の土台をなす町税とその変動に対するための財政調整基金、また必要に応じた計画的な起債の借入れにより安定的な財政運営の推進を願うものであります。

教育施設整備基金1億4,700万円余りを積み立てることができ、発展を続ける本町で子育て支援として小中学校の増築や町民会館などの改修資金を一定額確保することができました。

また、債務負担行為による豊坂小学校増築工事实設計業務につきましては、平成32年度に教室数の不足が生じることへの対応のための実施設計であり、急激な児童増加

に対するため必要であります。

また、給食センター増築工事についても児童生徒の増加に対するものであり、給食に影響を与えない夏休み期間中の工事を行うためやむを得ないものであり、児童生徒の健全な育成に寄与するために必要なことであると考えます。

以上、申し上げましたが、議決後は速やかに執行に努めていただくことをお願いし、さらなる住民サービスの向上、安心安全なまちづくりに一層努めていただくことをお願いしまして、全議案賛成の討論といたします。

〔3番 稲吉照夫君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） それでは、陳情第11号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。賛成の立場から討論をしてみたいです。

陳情項目は、県民要望の市町村の施策充実、国保の改善、税の徴収、滞納などへの対応、生活保護、福祉医療制度、子育て支援、障害者・障害児施策の拡充、予防接種、健診など、いずれも住民生活に係る切実な内容であり、社会保障の充実を願うものであります。

しかし、安倍政権が2013年以降の約6年間に削減をした社会保障費は少なくとも3兆8,850億円にのぼるものであり、さらに2019年10月に消費税率を10%に引き上げる口実として、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換として挙げておりますが、全世代を生活苦や将来不安に陥れる社会保障破壊と進めているのが実態ではないでしょうか。高齢化や医療の高度化で当然にふえる社会保障費の自然増分を安倍政権は毎年の予算編成課程で大幅に削減をし、それとは別枠で医療や介護の法改悪を次々に行い、社会保障費を圧縮してきました。医療では、70歳から74歳の患者負担を1割から2割に引き上げ、受診抑制の影響とあわせて4,000億円の抑制、介護では、2015年に2割負担、2018年に3割負担を導入し、介護施設の居住費・食費負担もふやしました。多くの国民の健康で文化的な生活を維持・持続不可能にする社会保障破壊は、憲法25条が保障する生存権を侵害する上、高齢者の購買力を奪い、若者の将来不安、消費を冷え込ませる重大要因と指摘できます。愛知自治体キャラバンは要請行動の中で、県下の全ての市町村の介護・福祉・医療などの社会保障の充実のため運動しております。国の制度の改善を求めているものであり、陳情の趣旨を酌み取り採択を求め、賛成討論といたします。

陳情第12号、放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第13号、学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書の提出を求める陳情書について、内容が放課後児童対策に係るものであり

一括して討論をいたします。

共働き家庭などの小学生が過ごす学童保育、放課後児童クラブの職員配置数や資格の基準を国が事実上撤廃する方針を打ち出したことに地方議会では反対意見書が可決されるなど、基準を堅持すべきだという声が広がっております。幸田町議会でもこの2件の陳情を採択し、国に対して意見書を提出すべきと求めるものであります。

学童保育は2015年施行の子ども・子育て支援法で位置づけられ、児童福祉法に基づく省令で職員・指導員の資格と配置について従うべき基準が定められました。基準では、一つの学童保育の規模はおおむね40人以下を単位に指導員2人以上を配置する。うち1人は、放課後児童支援員という新基準で認定された有資格者などとしております。ところが、わずか3年でこの最小限の基準さえなくそうとしております。来年の通常国会で法改定する方向ということでありまして。従うべき基準は学童保育の質の確保、事業内容の向上のために不十分な点を残しながらも確認されたものであります。指導員2人配置は、子ども同士のけんかやトラブル、けが、災害など、緊急時対応など、安全安心、質の確保からも最低限の基準であります。資格基準の撤廃・緩和は質の向上が保障されません。国は、指導員確保が困難などとして基準を撤廃する理由としておりますが、本末転倒であります。今、重要なのは指導員の社会的地位を高め、処遇を改善することでありまして。同時に、必要最低限の定めた国の省令基準が実施できるよう、運営費補助、学童保育関係予算の大幅な増額で財政保障をすることでありまして。待機児の解消、制度の抜本的充実をすべきであると主張をし、この2件の陳情に賛成するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより上程議案4件と陳情3件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

初めに、第48号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第11号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第11号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第12号 国に対し、「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第12号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第13号 国に対し、「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第13号は、不採択することに決しました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、第52号議案から第55号議案までの4件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、第52号議案から第55号議案までの4件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

第52号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

議案書2ページをごらんください。

改正の概要につきましては、この条例におきましては、施行期日を整理するため、第1条と第2条で区分いたしました。

第1条は、この条例の第6条第2項で規定する、平成30年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5を100分177.5に、また第2条は、この条例の第6条第2項で規定する、平成31年6月に支給する期末手当の支給割合100分の157.5、そして平成31年12月に支給する期末手当の支給割合100分の177.5を、ともに100分の167.5に改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条の規定は、施行期日を公布の日とし、適用日を平成30年12月1日とするもので、第2条の規定は、施行期日を平成31年4月1日とするものであります。

議案関係資料につきましては、1ページから3ページでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、議案書の3ページをお開きいただきたいと思っております。

第53号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

議案書の4ページをごらんいただきたいと思っております。

改正の概要につきましては、この条例におきましても、施行期日を整理するため、第1条と第2条で区分いたしました。

第1条につきましては、この条例の第5条第2項で規定する、平成30年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5を100分の177.5に、また、第2条では、この条例の第5条第2項で規定する、平成31年6月に支給する期末手当の支給割合100分の157.5、そして、平成31年12月に支給する期末手当の支給割合100分の177.5を、ともに100分の167.5に改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条の規定は、施行期日を公布の日とし、適用日を平成30年12月1日とするもので、第2条の規定は、施行期日を平成31年4月1日とするものであります。

議案関係資料につきましては、4ページから6ページでありますので御参照ください。続きまして、議案書5ページをお開きいただきたいと思っております。

第54号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

議案書6ページからをらんいただきたいと思っております。

改正の概要につきましては、この条例におきましても、施行期日を整理するため、第1条と第2条で区分いたしました。

第1条は、給料表であります別表第1及び第2を、議案書7ページから12ページのとおり改め、また、この条例の第15条第2項で規定する宿日直手当について、本町におきましては該当しておらず、実績はありませんが、現行4,200円以内を4,400円以内に、6,300円以内を6,600円以内に改め、さらに、この条例の第21条第2項で規定する平成30年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、100分の90から100分の95に、そして、再任用職員に対する勤勉手当の支給割合を、100分の42.5から100分の47.5に改めるもの、さらに、そのほか引用条項の整理を行うものであります。

第2条では、この条例の第20条第2項で規定する、平成31年以降の6月に支給する期末手当の支給割合の100分の122.5、そして、12月に支給する期末手当の支給割合の100分の137.5を、ともに100分の130に改め、また、再任用職員に対する平成31年以降の6月に支給する期末手当の支給割合の100分の65、そして、12月に支給する期末手当の支給割合の100分の80を、ともに100分の72.5に改めるもので、6月及び12月の期末手当の支給割合を同じにするものであります。

さらに、この条例の第21条第2項で規定する、平成31年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を、6月及び12月のいずれも、100分の92.5に改め、また、再任用職員に対する平成31年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を、6月及び12月のいずれも、100分の45に改めるもので、こちらにつきましても、6月及び12月の勤勉手当の支給割合を同じにするものであります。

施行期日につきましては、第1条の規定は、施行期日を公布日とし、適用日を平成30年4月1日とするもので、第2条の規定は、施行期日を平成31年施行とするものでございます。

議案関係資料につきましては、7ページから23ページでありますので、御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

第55号議案 工事の請負契約についてであります。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めらるるものであります。

提案の理由といたしましては、工作物撤去移設工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書16ページをごらんいただきたいと思ひます。

工事名は、工作物撤去移設工事で、工事場所は、幸田町大字大草字丸山地内ほかであります。

工事の概要は、土工一式、洪水調整池工一式、排水構造物工一式、雑工一式、撤去工一式であります。

契約金額は、8,586万円であります。

契約の方法は、13社による指名競争入札を12月5日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字坂崎字田中下46 林建設株式会社 代表取締役 林光春であります。

以上、今回、追加提案の内容説明とさせていただきます。

御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み簡明なる答弁をお願ひいたします。

初めに、第52号議案の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 議会議員の期末手当の支給割合を人勸に準じて改正するというものでありますが、議員の報酬につきましては報酬審議会等にかけて、そして行うわけでございますが、この期末手当についてはどのようなになっているのかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 報酬審議会につきましては、こういった人勸に伴う月数の変更につきましては特に諮問をしてございません。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 期末手当につきましては、報酬審の対象となっていないということでもあります。そこで、お聞きをするわけでございますが、こうした議員の報酬等にかかわる問題では、1カ月の報酬額、これについての諮問をし、それについて答申があるという中で決められていくものでございますけれども、こういうものは例えば人勸に基

づいてはいない、準じてはいないということであるならば、この年間の支給額、これを割り返したもので大体幾らかということでお示しされるのか。その点についてお聞きしたいということと、今回の引き上げについて幾らの予算が必要なのか、その影響額についてお尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 前半の議員の報酬の部分についての見直しとか、そういった面につきましては全体の中で取り組む、いわゆる報酬の見直しの中で取り組む内容でございまして、人勧での参考ももちろんさせていただきながらということであると思っておりますけれども、これについては別途その議論になってくるかと思えます。

また、後段のほうの影響額につきましては、議員に今回の期末勤勉手当の増加分というお答えをさせていただきましても、16名で36万3,950円、363万950円がこの3.30月から3.35月となることによって影響があるということ。36万3,950円ですね。よろしいでしょうか。失礼します。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは今回は12月、それから平成31年度におきましては、6月期、12月期合わせて今までは3.3月分が3.35月分に引き上がるということで、予算とも関係をするわけですが、いずれにいたしましても、こうした議員などの特別職の期末手当が人勧に準ずるというその根拠というものについてお尋ねしたいなと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 人事院勧告に基づき、一般職の報酬・給与の関係について法律改正がございました。その部分で特別職の職員の給与に関する法律の一部改正も行っておりますので、その部分に従って行っているということで、0.05月を加算してるという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 例えばほかの自治体でこうした特別職に係る期末手当の支給割合のこの改定について言えば、人勧に準じない、そういう自治体もあり得るということで理解してもよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 人事院を設置しているところが愛知県とか名古屋市とかございますけれども、そういったものに従っているところはもちろんございますけれども、この法律改正、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に基づいて基本的には行っているふうに認識しております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、今回の提案の内容は人勧ではない、したがって報酬審に諮ることでもないということですよ。言ってみればこういう提案の本質は何なのか。よって立つべきところがない。よって立つべきところがないときにこういう提案をすると

というのは、世間一般ではお手盛りというんだ、これは。よって立つべきところ、依拠をするところがないけれども、私どもの判断でございますよというのは、お手盛りでしょ。違いますか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 人事院勧告というよりも実質的には法律の改正、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われて、今回の国会で通過しているという状況でございますので、それに従って今回の条例を上程させていただいているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、あなた方はいつでもそうだ、自分たちの判断ではなくてね、よって立つべきところがほかにあって、責任はそちらに転嫁する。しかし、人勧でもないよ、報酬審でもないよ。言ってみればお手盛りでしょ。お手盛りだと。人勧について言っているんじゃないですよ。議員にかかわってアップされてるでしょ。その内容からいったら、今期議員の任期は来年の4月29日ですよ。来年の4月29日で今期議員の16人は全員任期満了ですよ。そういうもう先の見えた形の中でこういうものを出してくるというのはお手盛りであるし、またもう少し言い方を変えれば食い逃げだよ。政治の状況を逆戻りさせてはならないということなんだ。今から10年か15年ぐらい前は、3月の議会に議員の報酬をだっと上げてね、自分たちはもらわないけれども来期来る議員にやる。それを置き土産というんだ。今期議員が来期の議員に置き土産をする、こういうあしき慣行がずっと続いてきた。最近では世情もありますし、議員の報酬アップというものは久しくない。そういう中で、じゃあ、どこに逃げるのかと。期末。昔は期末勤勉といていたけれども、議員が勤勉するのは当たり前じゃないかと。勤勉とは1年365日、休日を除いて常勤で働くなら期末勤勉はいいでしょうと。議員は招集があったとき、それだけが期末勤勉という、勤勉なことか。こういういろいろな経過と議論を踏まえて今は期末手当と、勤勉はなくなったわけだ。あなた方はありますよ。勤勉に対応する期末はみんな後ろへほうり込んだじゃない。こういうのは別にあなた方がいいとか、法がそういうふうになってきたということだね。今回そういう内容で、言ってみれば2つの要素がある。食い逃げだよと、来期への置き土産だよと。そういう性格はないですか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の改正はこういった法律の一部改正に基づくものであるわけですがけれども、この12月期の1.725を1.775に、いわゆる0.05月加算するという形のもの12月1日時点を基準点としておりますので、既にこういった形での部分で適用されると。また、先ほどの報酬のほうですね。そちらのほうについて今回もちろん見直しをしていないわけでございますので、この期末手当について、来年度になります31年の6月もしくは31年の12月、こういったものも今回の改正内容に入っておりますけれども、今回の主体としてはこの12月1日の基準点である0.05月をここで加算するという形のものでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、本質的にはお手盛りですよ。そして、来期への今期議員の心のこもった申し送りだよ、置き土産だよと。この本質は変わらんでしょ。基本的な考え方は、不利益は遡及適用せずということなんですよ。最近はそのことをやらんけど、以前は不利益も遡及適用、遡及というのはさかのぼって。さかのぼって適用するという点で随分ありました、過去には。しかし、それは理屈に合わんと。利益をこうむるものについては遡及適用はあるけれども、不利益になるものについては、さかのぼって不利益でペナルティーをかけたらかんよと。こういう感覚の中で今回の期末勤勉の関係もつくられてきた経過があるんじゃないですか。そういうことなんですよ。いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の0.05月については、12月1日にさかのぼるという形にはなりますけれども、これはもちろん不利益ではないということからさかのぼりながら行うということでもあります。

また、今後の31年6月もしくは12月の将来に向かっての部分については若干1.675月と統一をさせていただくような面がございますけれども、この辺の部分については今回の主目的が12月1日時点での0.05月を加算する、これが主目的となっておりますので、お願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を許します。

ありませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この改正による町長、副町長の影響額、これについて答弁がいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の期末手当の町長、副町長、教育長もですかね。教育長もこれに準用されるということでございますので、影響額、増加部分については総額でございますけれども、15万5,875円、町長、副町長、教育長を合わせまして15万5,875円が影響額でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第54号議案の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 関係の資料で24ページに図面と、25ページですか、工程表をいただいておりますが、この24ページの図面のほうで紫というかブルーというか、ここは仮設の沈砂池になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 24ページにお示しをいたしました計画平面図の水色の部分が仮設沈砂池かというお尋ねですかね。水色の部分というのは3と書いてある右上のところですね、はい。この部分については、これは仮設沈砂池ではなくて、今回、現状は駐車場でトラロープの南側になります現状残っているところの砂利引きの駐車場として残る部分でございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そうしますと、この表のほうの3段目の仮設沈砂池設置・撤去とありますが、この仮設沈砂池というのはどこの部分のことを指しているのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 済みません、これは完成形での平面図ということで、仮設での沈砂池というのは図面上に表示されておられません。

○町長（成瀬 敦君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 工事のこういう工程表を出していただいているわけでありまして、この工事に伴っていろいろな設備なり、それから工事用の車両の出入りだのいろいろとあると思います。地域の方たちが心配しているのは、この工事の車の出入り、一般の方の車の出入りをどういうふうにしたらいいか。使える駐車場はどこにどうなるのか。それから、この工事が終わった後、完成した後にはどのぐらいそのスペースの駐車スペースが減って、その分の補填はどういうふうに考えておられるのかということが一番利用される方の心配事だと思うんです。その辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 25ページに工事工程表をつけさせていただきました。この表につきましては、今回この契約を議員の皆様にご承認いただくための参考として、大まかな工程としてつけさせていただいておりますが、おおむねこんなような進行でいきたいというようなものでありまして、具体的な詳細な工程につきましては正式な契約をした後、請負業者と詰めてまいりたいというふうに考えております。

それから、御心配の交通、工事に伴う車両がございまして、そこら辺については、基本的には24ページの図面でいいます真ん中の四差路の交差点、ハッピーネス・ヒル・幸田への入り口がメインの出入り口になるかと思いますが、当然、周辺地域住民の方に工事に伴う車両等で御迷惑をかけないような配慮はしながら進めてまいりたいと思います。

それから、今回、この図面で見ますと左側の部分をお返しをして、右側の現状砂利引きの駐車場のところに新たな調整池を建設をするという計画でございまして、それに伴って駐車場がどうなるのかという御心配をいただきました。それにつきましては、平成28年当時に北側砂利引き駐車場がおおむね約200台ございました。今現在、今回返

却する予定地のところがトラロープで駐車できないように仕切っていますが、今回お返しをする部分を差し引いて残るところが160台になるかと思いますが、おおむね。そして、そこからまた新たな現状駐車場でそこにまた新たな調整池をつくるということでまた駐車場が減るということで、結果的にはもともと約200台あった駐車場が約130台程度、ですから70台程度当初よりも減るということになります。その代替措置については、現状でもなかなか十分な駐車場が確保できないという御要望をいただいております。今後、その駐車場の新たな確保等については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そうすると、その工事の大方のやり方とか、図面を持って現場説明はされたと思うんですね、現地で。そのときにはどういう説明をされたんですか。工事の進行状況で、ここは工事用車両として使っていいよだとか、仮設の工事の事務所とかそういうのは建てるかどうかわかりませんが、そういった部分の工事を施工するために必要なスペースというものの説明はされていないんですか。現場説明は多分されると思うんですが、その辺のことがここにはないのでお伺いをいたしております。お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 済みません、工事に当たっての説明というのは、今回、土地をお返しする相手方に対してということですか。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 指名された業者に対して、現場説明会をいついつどこどこで行いますというような、そういう通知を出しておられると思うんですけど、そのこととその内容のことをお伺いしております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 済みません、私の理解不足で申しわけございません。

今回入札するに当たって、今回指名をいたしました13社に対しましては、11月16日に指名の通知を行っております。今回発注をする工事の概要については通知をしているわけですが、現場においてどうのこうのという説明の場は特に持っておりません。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ちょっと不思議に思うわけですね。業者がそういった工事でどういう経緯でどういうふうにやれるか、工事に対してはその準備段階で相当の必要な部分というのはあると思うんです。そういうことを全然聞かなくて説明も受けなくて、実際に入札ができるのかなということをやちょっと不思議に思うわけですが、幸田町の場合はそういったいろいろな公共の施設を整地するときに、指名業者に対してそういう現場説明というのは今まで行われていなかったんですか。それはちょっと言い過ぎかもしれませんが、何でもそれをやらなくてもよかったのかなという点についてもしお答えできればお願いしたいです。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 現場での説明はしていないということですが、指名に当たって設計書、仕様等についてによる通知をもって今回の発注をする内容をお知らせ

するという形になっております。それをもって理解しがたい部分については質問等を受け付けて対応をしていくという形になります。

○議長（杉浦あきら君） 1 番、足立君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

1 3 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この入札に当たって、設計仕様書がこのもとになるかというふう
に思うわけでありますが、返却地と新調整池のこの図を比較をいたしますと、この返却
地が赤の線で囲われた部分で、その残りの部分については、これは今までどおり町が駐
車場として利用していくということで理解をするわけでありますが、その中で現状の調
整池、この中ののり面部分がございまして。こののり面部分は、これは今までの敷砂利の
高さに合わせてきちんと返却する土地との堺が明確になるというように理解をするわけ
ですが、その辺はきちんと盛り土をしながらやっていくということで理解してよろしい
かということが1点と、それから管路が調整池の返却地の前を通ってあるわけですけれ
ども、この管路部分について、これは道路部分の歩道になるわけですけれども、後々こ
うしたものが問題にならないようにすべきではなかろうかなというふうに思うのですが、
ここへ管路を持ってきたこの理由は、そもそも現調整池のところの水路へ流すこの部分
であるということで理解をしてよろしいか。この2点をまずお尋ねしたいということで
ございます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、1点目、のり面についてでございます。24ページ平面
図の左側、今回お返しするほうの上と下、北と南になりますけれども、帯状に緑色にな
っている部分がのり面でございます。そして、この北側、上部分ののり面については今
回土地をお返しする相手方の土地内にできるのり面という部分でございます。そして、
南側、下側ののり面が町有地内ののり面でございます。それで、この南側の下側ののり
面の先ほど言いました水色っぽい部分が現状の砂利駐になりますので、そこから北側の
相手方の土地は今回の返却に当たっての原形復旧という工事の中で、約1.2メートル
ほど低くなるという形でお返しをすることになります。ですから、御心配いただきました
ように、こののりの下側、境界については当然ながら町有地と相手方の境は明確にし
てお返しをするという形になります。

それから、もう一点、管路のことについてでございますが、今回返却する土地の北側
に管路があるわけですが、現状は歩道内に700ミリの側溝があるわけですけれども、
今回の流量との関係で、この700ミリを900ミリに大きくするという工事を行いま
す。これについては相手方の土地の外であります町有現歩道地内ということですので、
トラブルにはならないであろうというふうに考えているものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1 3 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 返却予定地につきましては原形復旧ということで、1.2メー
トルの段差ができるよということでありますが、こののり面部分、要するに町有地部分の
のり面部分が段差ができることによって後々これは問題となるのではなかろうかと今聞
いていて思ったわけですが、ここまではやはりきちんと高さをこの分はきちんと擁壁に

基づいて堺を明確にしていくべきだというふうに。そして、なおかつこの部分についても駐車場用地として有効利用をしていくべきではなかろうかと思うのですが、そのようになるのかということでございますが、それがまず1点。

それから、今回返却というようなことで訴訟になった時点で明らかになったことではありますが、町道部分が相手の言い分では変更になったために取りつけができないよということで、いわゆるこの歩道部分に値するわけでありましたが、車道乗入舗装の部分の横の歩道部分になるわけでありましたが、その辺のところはこうした返却に当たって、相手先が今度は返却土地を有効利用するときのこのトラブルにならない、そういうことがきちんと理解のもとにやられたのかお尋ねしたいと思います。

次に、この入札執行調書、これが13社で1社が無効ということで、第1回の落札で林建設が落とされているわけでございますが、2番目の札を入れた竹内建設と2万円しか変わらないというこういう状況の中で、このことがこれを見るとどうだったのかなというふうに思うわけでありまして、きちんとこの入札結果に基づいてそれは契約をされるというふうに思うんですけれども、そうしたことが計画書がきちんと業者間に示されて、後々施工後問題にならないようにすべきだというふうに思うんですが、その辺について業者間の理解というのはよかったのかということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、のり面の関係、境界の関係のお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたように、今回お返しするに当たっては原形復旧という形でお返しをするということなものですから、現状よりも地盤を下げてお返しをするという形はとらざるを得ないということで先ほど申し上げましたように、1.2メートルほど低くしてお返しをすると。それに伴って、現状の駐車場の高さとの差が生じて、必然的にのりが発生をするという状況になります。当然のことながら、のりじりと隣接地との境界はどこだなんていうことにならないように、明らかに明示できるような手だてはしていくことになるかと思えます。

それから、歩道からの乗り入れということでございますが、返してあとは知らんということではなくて、返した後、返された側のその土地の利用に支障がないように配慮をしながらの原形復旧ということでございます。この図面で申しますと、北側の上の緑色ののりが真ん中で切れている部分、白くなって切れている部分、それから右側、東側になりますピンクの歩道の上に黄色の車道乗入舗装と書いてある部分、この進入路を2カ所確保することによって、お返しした後、相手方の利用に支障がないような配慮はさせていただいた計画となっております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この入札結果でございます。1位と2位の差が2万円しかなかったということで御心配されているということでございますが、今回の入札に関しましては議員の皆さんも御存じのとおり、裁判の結果を受けてこういった返却をしていくということでございまして、そういったことも特記仕様の中ではうたってあるということですので、業者のほうもそれは理解の上で今回の入札に参加されているということでございますので、そういった後々トラブルということにはならないというふうには考えて

おります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにごいませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第52号議案から第55号議案までを、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案4件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） それでは、第52号議案、幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、第53号議案、幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、一括して討論を行います。

議員や町長、副町長、教育長など特別職の期末手当を、町職員の期末手当引き上げに準じて引き上げることはとても町民の理解を得られるものではないということを主張するものであります。議員や町長、副町長、教育長の報酬引き上げについては、報酬審議会に諮って行います。期末手当については審議会の対象とはなっていませんが、町職員と同じように人事院勧告に機会的に準ずる利用は全くありません。町民から選出された代表でありますから、町民の現状を反映し、町民の理解が得られるものであることが何より大切であります。そうした観点から、今回の議員、町長、副町長、教育長の引き上げは町民への理解が得られるのでしょうか。地域の経済状況はまだ好調と言えず、営業不振に苦しむ自営業者、年金引き下げに苦しむ年金生活者、生活保護の切り下げなど格差がますます広がる一方であります。こうした多くの町民の苦しい生活状況の中で、町民の代表である町長、副町長そして議員の期末手当の引き上げはすべきではありません。よって、反対するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第52号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第52号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第53号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第53号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第54号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第54号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第55号議案 工事の請負契約について(工作物撤去移設工事)を、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第55号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これにて、平成30年12月3日に召集された第4回幸田町議会定例会を閉会といた

します。

閉会 午前10時52分

○議長（杉浦あきら君） 閉会に当たり、町長の挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 平成30年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る12月3日から本日まで19日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝、御礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

ここで御報告と御案内を申し上げます。

1点目は、配付資料についてでございますが、先ほどから総務部長のお話にもありましたが、去る10月26日にアイリス愛知で開催されました愛知県町村会定期総会の資料と、11月28日にNHKホールにおいて開催されました全国町村長大会の資料を本日お手元に配付をさせていただきましたので、ごらんいただきますようお願いを申し上げます。

2点目につきましては、幸田町民会館さくらホールにて収録が行われました「出張！なんでも鑑定団 in 幸田」につきましては、年が明けまして2月5日、火曜日が放送予定日となっておりますので、よろしく願いします。収録の当日につきましては、多くの方が御来場くださり大変盛況でございました。ぜひ幸田町のお宝をごらんいただければと思っているところでございます。

次に、もう一点でございますが、新春のイベントの関係の報告をさせていただきます。年明けの1月12日、土曜日であります幸田町消防出初め式、1月13日、日曜日、第22回のこうた凧揚げまつり。1月14日、月曜日であります、成人の日には第71回幸田町成人式。また、1月27日でございますが、日曜日でございます、第41回の幸田町新春駅伝ファミリージョギング大会を開催いたします。年明けからイベント等がめじろ押しでございますが、ぜひ御参加をいただきまして盛り上げていただきたいと思っております。

ことしも残すところあとわずかでございますが、年の暮れから年明けにかけてますます寒さが厳しくなると思われまします。議員各位におかれましては、体調管理に御留意いただき、新しく迎える年が幸田町と皆様にとりまして明るくよい年でありますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

これにて、散会とします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年12月21日

議 長

議 員

議 員